

# 嶋田病院 訪問リハビリ 契約書

令和元年10月現在

## (1) 介護報酬利用分

※福井市は地域区分が、「7級地」であるため、下記の単位数に10.17円を乗じた金額のうち、介護保険負担割合（1割～3割）にもとづいた額が自己負担となります。

### 【訪問リハビリテーション】

#### 訪問リハビリテーション費

	単位数
訪問リハビリテーション費	292単位/回 (20分間を1回とする)

下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

- 中山間地域等提供加算 所定単位数の5%/回
- サービス提供体制強化加算 6単位/回
- 短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日  
(退院・退所日または認定日から3ヶ月以内)
- 社会参加支援加算 17単位/日
- リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ 230単位/月
- リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 280単位/月
- リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ 320単位/月
- リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ 420単位/月

### 【介護予防訪問リハビリテーション】

#### 介護予防訪問リハビリテーション費

	単位数
訪問リハビリテーション費	292単位/回 (20分間を1回とする)

下記加算・減算については、各条件を満たす場合に算定します。

※ ○ 区分支給限度基準額の算定対象、● 区分支給基準限度額の算定対象外

- 中山間地域等提供加算 所定単位数の5%/回
- サービス提供体制強化加算 6単位/回
- 短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日  
(退院・退所日または認定日から3ヶ月以内)
- リハビリテーションマネジメント加算 230単位/月
- 事業所評価加算 120単位/月